

警報発令時における休業及び登下校についての指導基準

	状 況	対 応	連 絡 方 法 等
警 報 発 令	①登校前（午前7時以前）に警報が発令されている場合	・ 自宅で待機する	防災行政無線及び学校からのメール配信など
	②家を出た後に警報が発令された場合、又は警報発令を知った場合	・ 自宅に近い場合は引き返し、学校に近い場合は学校に避難する	
	③学校到着後に警報が発令された場合	・ 学校で待機し、状況に応じて適切な処置をとる（注1）	
	④下校時に警報が発令されている場合	・ 〃（注2）	
警 報 解 除	①午前7時までに警報が解除された場合	・ 平常どおり授業（給食あり）	防災行政無線及び学校からのメール配信など
	②午前7時から午前9時までの間に警報が解除された場合	・ 解除後1時間を経てから授業を開始（給食なし）	
	③午前9時から午前11時までの間に警報が解除された場合	・ 自宅で昼食を済ませてから登校し、その日の決められた授業を行う ※小学校は午後1時40分までに分団登校、中学校は午後1時30までに登校	
	④午前11時を過ぎてから警報が解除された場合	・ 臨時休業とする	
そ の 他	<p>★ここで言う警報とは、暴風警報・大雨警報・洪水警報・大雪警報を指す。但し、大雨・洪水・大雪も各警報の対応については、各学校によって適切な対応をとること。</p> <p>★警報発令中でも気象・道路・河川等の状況により安全と判断した場合は、登校等の指示が出される場合がある。（暴風警報はこの限りでない。）</p> <p>★警報は発令されていないが、発令が予想される場合には、気象状況（台風の位置、規模、進行速度、方向等）を総合的に判断し、臨時休業や授業の打ち切りを決定することがある。</p> <p>★（注1）登校後に警報が発令された場合、気象状況、道路や河川の状況等を的確に判断し、安全に帰宅できると認めた場合、授業を速やかに中止して下校させる。</p> <p>（注2）下校時に警報が発令されている場合も上記と同様、状況等を的確に判断し、安全に帰宅できると認めた場合下校させる。 ※小学校については、担当教師が引率して下校させる。</p> <p>★警報発令の有無に関わらず、必要に応じて学校は保護者に対して児童生徒の引き渡しを行うことがある。</p> <p>★養基小学校については、この指導基準に定める他、揖斐川町教育委員会の対応にも考慮し、適切な判断と適切な対応をとること。</p>		